

# 平成22年度奈良県立高等学校入学者第2次募集による選抜実施要項

平成22年度奈良県立高等学校入学者の第2次募集による選抜については、この要項（以下「第2次募集要項」という。）に基づいて実施します。

## 1 第2次募集による選抜の実施

第2次募集による選抜は、奈良県立十津川高等学校連携型中高一貫教育に関する入学者選抜、特色選抜及び一般選抜による合格者数が、学科（コース）の募集人員に満たなかった高等学校において実施します。

## 2 応募資格

応募資格は、特色選抜要項1 応募資格に準じます。ただし、奈良県内の公立高等学校又は他の都道府県の公立高等学校の合格者は除きます。

## 3 第2次募集による選抜を実施する学校・学科（コース）等

第2次募集による選抜を実施する学校・学科（コース）及び募集人員は、平成22年3月18日（木）に発表します。

## 4 出願方法

- (1) 出願は、1校1学科（コース）に限ります。ただし、順位を付けて2学科（コース）まで志望することのできる高等学校については、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。
- (2) 2校以上に出願した者は、そのいずれの高等学校にも出願しなかったものとみなします。
- (3) 出願後、入学願書の取下げはできません。
- (4) 保護者とともに県内に居住していても、他の都道府県の中学校を卒業した者又は卒業見込みの者は、事前に所定の手続（54ページ、6参照）が必要です。
- (5) 高等学校（高等専門学校及び中等教育学校後期課程を含む。）に在籍している者は、出願できません。

## 5 出願手続

- (1) 入学願書受付期間は、次のとおりです。

平成22年3月23日（火）午前9時から午後3時まで

- (2) 志願者は、出願する高等学校長へ定められた期間内に次のア～エを出身中学校又は在学している中学校の校長を経て提出してください。

ア 入学願書（別に定める用紙、19、20ページ参照）

イ 入学検査料 奈良県収入証紙により納付してください。

ただし、定時制課程の分校への出願者は、次の金額を現金で納付してください。

賀名生分校 500円 山添分校 1,000円

ウ 実技検査受検種目届出票（特色選抜要項の様式2）及び演奏曲の楽譜（奈良県立高円高等学校音楽科への出願者のみ必要）

エ 実技検査受検種目届出票（特色選抜要項の様式3）（奈良県立添上高等学校スポーツサイエンス科への出願者のみ必要）

(3) 入学願書にはり付けた奈良県収入証紙には、消印をしないでください。

(4) 高等学校長は、上記(2)の書類を受け付けたとき、受検票を交付してください。

## 6 学力検査等

(1) 学力検査等は、平成22年3月25日（木）に、出願した高等学校で実施します。ただし、定時制課程の分校に出願した者の検査場は、当該高等学校長が定めます。

(2) 学力検査及び面接を実施します。

(3) 学力検査を実施する教科は、国語、社会、数学、理科及び英語（各50点満点）です。ただし、英語の学力検査には、聞き取り検査はありません。

なお、音楽科、美術科、デザイン科及びスポーツサイエンス科の受検者には、実技検査も併せて実施します。詳細は「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

(4) 学力検査は、県内一斉に同一問題で実施します。学力検査問題は、奈良県教育委員会で作成します。

(5) 検査当日に欠席した者に対する追検査は実施しません。

## 7 入学者の選抜

(1) 高等学校長は、入学者選抜委員会を設置し、厳正に選抜に当たってください。

(2) 合否の判定については、原則として、学力検査、面接及び実技検査（実施校のみ）の得点を合計し、合計点の多い者から順に合格とします。

(3) 各高等学校における選抜資料の取扱いは、「**高校別実施概要**」に示すとおりです。

(4) 調査書は用いません。

(5) 定時制課程において、成人特例措置による受検者数と学力検査等による受検者数との合計が募集人員を超えた場合は、一般選抜要項**8 入学者の選抜**(5)により、合格者を決定することを原則とします。

(6) 検査の事務処理等は、合否の判定が終わるまで、出願者の氏名及び受検番号以外の記号で行ってください。

(7) 出願者数が募集人員に満たない場合でも、検査を行い選抜します。

## 8 合格発表

平成22年3月26日（金）に、出願した高等学校で受検番号により発表します。

## 9 その他

(1) 中学校長は、出願者で検査当日欠席者があるときは、速やかに当該高等学校長に欠席届（特色選抜要項の様式6）を提出してください。

(2) 中学校長は、身体に障害があるなど、受検の際に特別な配慮が必要と判断される生徒がいる場合には、志願しようとする高等学校長に事前に申し出てください。

この場合、高等学校長は、奈良県教育委員会事務局学校教育課長と協議してください。

(3) 中学校長は、入学者に関する生徒指導要録の抄本又は写し及び健康診断票等を、別に通知する方法により、進学先の高等学校長に提出してください。

(4) この要項で定めるもののほか、実施については、一般選抜要項に準じます。